

課題解決人材・次世代産業創造人材育成業務 公募要領

1. 業務の名称

課題解決人材・次世代産業創造人材育成業務

2. 業務の目的

本市は地域経済の持続的な発展を実現するため、世界に挑戦する人材の輩出に取り組んでいる。本事業では、中学生・高校生・大学生等の若年層を対象に、実社会の課題に向き合い、主体性・協働性・グローバル志向を育みつつ、AI・データ利活用を含む課題解決力とビジネス創出力を体系的に涵養することを目的とする。教育過程から実践の場までを一気通貫で接続し、課題解決人材・次世代産業創造人材の地域発ロールモデルを確立する。

3. 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

5. 委託予定額(上限)

24,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

6. 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者。

(1) 単体の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること。
- ② 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- ⑧ データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合

構成員すべてが、事業開始時点で上記①～⑧に掲げる要件をすべて満たしつつ、構成員に地元企業を含めること。

7. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

8. 選定スケジュール

公募要領の公表	: 2026年2月18日（水曜）
参加申請関係書類・質問票提出期限	: 2026年3月6日（金曜）17時まで
提案提出期限	: 2026年3月18日（水曜）17時まで
プレゼンテーション審査	: 2026年3月下旬（予定）
選定結果通知	: 2026年3月下旬（予定）
契約締結	: 2026年4月1日（予定）

9. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 2026年2月18日（水曜）から2026年3月6日（金曜）17時まで
- ② 提出方法 本要領13に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- ③ 提出書類 提案申請書（様式1）

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 2026年2月18日（水曜）から2026年3月6日（金曜）17時まで
- ② 質問方法 質問事項を本要領13に記載のEメールアドレスに送付すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

10. 提出書類に関する事項

- (1) 受付期間 2026年2月18日（水曜）から2026年3月18日（水曜）17時まで
- (2) 提出方法 本要領13に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- (3) 企画提案書（様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載すること。なお、下記以外の事項についての提案については場合によっては審査上の加点事項とする。）
 - ・提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。
 - ・提案書の分量は20ページ以内（表紙・目次を除く）とする。

I 事業実施提案

- ① 本事業実施に当たっての全体コンセプト
- ② 全体スケジュール案
- ③ 事業実施内容
 - ・人材育成プログラムの企画
 - ・参加者募集・広報
 - ・運営・進行管理

II 業務を遂行するための体制

III 同種業務の実績

- (4) 企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）添付すること。
 - (5) 見積額調書（様式2）及びその明細書（様式自由）
 - (6) 共同企業体結成届出書（様式3）
- ※ (6) の共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

1 1. 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を web 会議にて 2026 年 3 月下旬に実施する予定である。詳細は参加申請者に別途通知する。
- (2) 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- (3) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について審査員が評価を行い選定する。評点については、各審査員の採点による点数が高い順に、審査員ごとに順位点を 1 位は 1 点、2 位は 2 点と付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。
- (4) 各審査員の合計点が最も少ない応募者が複数あった場合は、内容点のうち「業務の手法・内容・体制が優れていること」の項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。
- (5) 評価の視点は以下のとおり（参照：別紙採点表）。
 - ① 事業の趣旨を十分に理解できていること【30%】
 - ② 業務の手法・内容・体制が優れていること【50%】
 - ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【10%】
 - ④ 地元企業であること【10%】（複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業の割合に応じて評価する）
- (6) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (7) 委託契約の締結については、本市指定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (8) 提案事業者が 1 社であった場合には、プレゼンテーションをせず企画提案書等をもとに審査を行い、評点が 6 割以上であれば業務委託予定者とする。

1 2. その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった企業等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (2) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (5) 本件に関する問い合わせは、下記 13 で受け付ける。
- (6) 審査結果について、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。
- (7) 本委託契約は 令和 8 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。
予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

1 3. 問い合わせ・提案書送付先

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 7 階

神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：箕田、尾野

電話 078-984-0293 FAX 078-984-0299

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

（以上）